

1. **一般条件**：本サービス利用一般取引条件（以下「本一般条件」という。）は、顧客（以下単に「顧客」という。）と GlobalDots グループを構成する会社（以下「当社」という。）との間で締結されるサービス利用契約（以下「サービス利用契約」という。）に適用される。サービス利用契約は、本一般条件とともに、以下で特定されるサービスの売買に関する当社と顧客間の完全なる合意及び了解事項を示すものであり、かかる売買に関する従前の一切の協議及び交渉に優先する。本一般条件とサービス利用契約の条件に齟齬があるときは、サービス利用契約が優先する。サービス利用契約と本一般条件を併せて、本書において「本契約」という。本一般条件は、当社により随時、改定される。サービス利用契約は、そのサービス利用契約締結時点で効力を有した直近の本一般条件の版に準拠する。

お客様により交付または提供されるお客様の注文書またはその他の注文書もしくは注文プロセスは、お客様の管理上および請求上の便宜のためのみで作成されるものであり、そこに記載されるいかなる変動条件も本契約の一部を構成するものではなく、またGlobalDotsを拘束するものではありません。

2. **サービスの売買**：サービス利用契約に定められるとおり、当社は、顧客に対し、製品及び/又はサービス（以下単に「サービス」という。）を販売、ライセンス付与、又はその他の方法で提供し、顧客はそのサービスを購入する。

3. **サービス費用**：顧客は、サービス利用契約で定められた価格と条件に従って、サービスに関する費用を支払う。サービス利用契約記載の価格は、更新契約期間開始日の少なくとも30日前までに当社から顧客に書面により通知することで、変更される場合がある。取り決めに従って当社に支払われるべきものとして記載される金額は、税抜きの金額である。すなわち、消費税、売上税、付加価値税、源泉徴収税、関税及びその他の税（当社の所得にかかる税を除く。）は含まれていない。

4. **支払**：サービス利用契約で別段の指示がある場合を除き、サービス費用の請求と支払の手順は以下のとおりとする。当社は、サービスがアクティブ化する日に、初度費用（臨時費用、サービス利用契約で示された金額）の全額とその契約期間の最初の月の約定の月額最小サービス料金を、顧客に請求する。当社は、その後の全ての月については、かかるサービスが提供される月の初日頃に、月額の最小サービス料金を顧客に請求する。ある月に生じたサービスに関するその他支払われるべき全ての料金及びサービスの提供により生じた費用（例えば、超過利用料）は、かかるサービスが提供された月の翌月の初日頃に請求される。顧客は、当社に対し、請求日から30日以内に、随時、当社の指定する住所において支払うか、又は指定する銀行口座宛に送金する方法で支払わなければならない。顧客の支

払が遅滞したときは、(i)月利1パーセントの割合又は(ii)適用法令において許容される最大の法定利率のいずれか低い率による延滞利息が生じる。顧客は、加えて、当社が未払金又は延滞金を回収するために生じた全ての経費（合理的な弁護士費用を含む。）を負担しなければならない。当社は、何時でも、随時、顧客の支払能力が疑わしいと合理的に認める場合には、預託金若しくはその他の受諾可能な形式の担保を要求することができる。適用法令により禁じられていない限り、請求書記載の金額について請求日から30日以内に顧客から書面により異議が出されなかったときは、当該金額には異議がないものとみなされ、以後、顧客は、当該金額について異議を申し立てることができない。

5. プロバイダ・利用規約

a. 顧客は、当社がサービスを開発又は所有しておらず、寧ろ当社はかかるサービスの承認された販売業者及び/又はその再販売業者であって、従って、顧客がサービスにアクセスして利用するために付与された、本契約に定められた範囲での限定された権利を除き、特許権、商標権を含む全ての知的財産権並びに関連のある企業秘密は、サービス利用契約に名称の記されたサービス・プロバイダ及び/又はそれぞれの関連会社（以下それぞれ「プロバイダ」という。）が独占するかつ排他的な財産であり、プロバイダの固有の財産のままであることを確認する。本契約に基づき付与される黙示的なライセンスは存在しない。

b. 顧客は、サービスの利用にあたってプロバイダの利用規約（随時、変更されることがあり、変更後のものも含まれる。）を遵守する。利用規約のコピーは、顧客の求めに応じて当社から提供される。顧客がかかる規約を遵守しないときは、当社は、本契約に基づく救済方法に加えて、顧客に通知した後、顧客によるサービスの利用を停止することができる。顧客によるプロバイダの利用規約違反は、顧客による本契約の重大な違反とみなされる。

6. 秘密保持・変更

a. 顧客は、サービス並びに関連ある技術、構造、組織及びソースコード（以下「プロバイダの技術」という。）がプロバイダの独占する排他的な財産であり、あり続けることを確認する。従って、顧客は、以下の(a)ないし(c)のいずれも行ってはならない。(a)プロバイダの技術の変更、転用、改変、翻訳、若しくは二次的著作物の作成、(b)プロバイダの技術の第三者に対する配布、サブライセンス、リース、賃借、貸与若しくはその他の方法による譲渡、(c)リバースエンジニアリング、デコンパイル、逆アセンブル、若しくはその他の方法によるプロバイダの技術に関するソースコード抽出の試み。

b. 本契約は、その存在自体及びサービス利用契約の全ての取引条件を含め、その他企業秘密、事業及び財務情報を含む当事者のすべての非公開情報及び/又は専有情報は秘密（以下「秘密情報」という。）であり、本契約のいずれの当事者も、

他方当事者の書面による事前の同意がない限り、何らの秘密情報を第三者に開示せず、漏洩してはならず、また、本契約に基づく義務の履行又は権利の行使以外の目的で、相手方当事者の秘密情報を使用してはならない。顧客の技術（以下に定義する。）は、顧客の秘密情報とみなされる。

c. いずれの当事者も、他方当事者の名称、ロゴ又はマークを他方当事者の書面による事前同意なく使用してはならない。ただし、当社及びその関連会社は、その

顧客紹介リスト、ケーススタディ及びその他の販売促進若しくは販売の資料（そのウェブサイト上若しくは印刷物中も含む。）において、顧客の名称、ロゴ又はマーク（いずれも変更を施さないもの）を利用することができる。

d. 当社は、顧客の技術及び知的財産（以下「顧客の技術」という。）が顧客の価値ある企業秘密を構成することを確認する。従って、当社は、以下の(a)ないし(c)のいずれも行わないことに同意する。(a)顧客の技術の変更、転用、改変、翻訳、若しくは二次的著作物の作成、(b)顧客の技術の第三者に対する配布、サブライセンス、リース、賃借、貸与若しくはその他の方法による譲渡、(c)リバースエンジニア、デコンパイル、逆アセンブル、若しくはその他の方法による顧客の技術に関するソースコード抽出の試み。

e. 顧客は、プロバイダが、30日前に書面により通知することにより、サービスの構成要素を変更することができることを確認する。ただし、変更後のサービスは、変更前に有していた元の特徴と機能性の全てを実質的に有するものとする。

7. 顧客のコンテンツ：顧客は、顧客のサービスの利用に関し当社又はプロバイダに提供する全てのコンテンツ及びアプリケーション（第三者のコンテンツ若しくはアプリケーションを含む。また、これらを含めて以下「顧客のコンテンツ」という。）について単独で責任を負う。顧客は、顧客のコンテンツにおける全ての権利、所有権及び利益を保持し、顧客のコンテンツはサービスの一部とはみなされない。顧客は、当社が、顧客のコンテンツに関連する顧客のビジネスリスク及び業務運用リスクを引き受けず、かつ、かかるリスクにさらされるべきではないことを確認する。顧客は、顧客のコンテンツ、顧客のウェブサイトの運営（そこでの商取引を含む。）、又は顧客によるサービスの誤用若しくは適用法令若しくはプロバイターの利用規約に違反するサービスの利用に関して第三者から何らかの請求を受けた結果について、当社を弁護し、免責し、補償する。

8. 免責条項・責任の制限

a. 当社は、当社自身としても、又はプロバイダに代わっても、契約上、法律上、又は衡平法上であるかにかかわらず、サービス及び顧客によるサービスの利用に

関し、商品性、非侵害又は特定目的への適合性に関して、（黙示的な）保証を含め、いかなる保証も条件設定も明示的に行わない。

b. 補償義務、サービス料・費用の支払義務及び/又は秘密保持義務から生じる当事者の債務並びに下記(d)項の場合を除き、本契約の当事者が本契約に関連して請求しうる損害賠償額は、契約、不法行為、過失その他いずれの原因によって生じたかにかかわらず、その損害賠償請求権を生じさせた原因又は状況の発生前12か月間に適用されるサービス利用契約に基づき顧客が当社に支払ったか若しくは支払うべき金員の総額を超えない。

c. いずれの当事者も、いかなる原因で生じたかにかかわらず、責任の法理にかかわらず、かつ契約によるか、不法行為、過失その他いずれの原因によって生じたかにかかわらず、その当事者がかかる損害の可能性について知らされていたとしても、いかなる場合においても、(i)データの喪失又は破損、(ii)逸失利益、(iii)販売機会の喪失、(iv)取引の喪失、取引への損害、(v)顧客の喪失、(vi)事業中断、(vii)交換サービス、又は(viii)いかなる特別、偶発的、結果的、懲罰的若しくは間接的な損失に関し、責任を負わない。上記にかかわらず、当社が、サービスの提供される全期間においてサービス利用契約に基づき顧客から金員を受領する権利は、その金員に当社の利益の要素を含む支払が含まれるとしても、なんら制限されない。

d. 本書8条に規定する免責及び制限のいずれも、(i)過失によるものであっても人身傷害若しくは死亡を生じさせたときの損害賠償責任、(ii)悪意による不実表示、又は(iii)法律により免責若しくは責任制限の認められない責任には適用されない。

9. 期間及び終了

a. サービスの当初の契約期間はサービス利用契約で示された期間とする。いずれの当事者も、契約期間満了の少なくとも75日前までに他方当事者に契約終了の意思を通知しないときは、サービスは翌12か月間、自動的に更新され、以後も同様とする。また、前記にかかわらず、更新しない旨の通知の届がない場合であっても、(i)当社が、プロバイダとの契約を更新若しくは延長することができず、顧客に対しかかるサービスの提供を合理的に継続することができず、かつ(ii)当社が、他のサービス・プロバイダから顧客にとって合理的に受諾可能な、かかるサービスと実質的に類似するサービスを提供することができないときは、いずれの当事者も、更新期間開始前に他方当事者に書面により通知を送付することにより、本契約を終了させることができる。

b. お客様は、本(a)項に従って更新しない旨の通知の必須コピーを terminations@globaldots.com に送付するものとします。かかる不更新の通知は、本項に従って行われたい限り、効力を生じないものとします。

c. 当社が次の(d)項又は(e)項に基づき、又はその他何らかの法的な救済方法若しくは権利を行使して、サービス利用 契約上のサービスの提供を終了させる 場合においても、顧客は、契約終了日 時点で未払いの全ての料金及び費用に 加え、サービスの期間（期間が更新さ れている場合には更新期間を含む。ま た、更新したとみなされる期間も含 む。）の残りの月々に支払期限の到来 する料金及び費用に関し、引き続き支 払義務を負う。料金及び費用に、利用 又は超過利用に応じて変動する金員が 含まれる場合には、変動部分の金額は、 契約終了前 6 か月の平均月額に基づき 1 か月単位で計算される。

d. いずれの当事者も、以下のいずれかの ときは、いつでも本契約を解除するこ とができる。(i)他方当事者若しくはそ の財産について管財人が選任されたと き、(ii)他方当事者とその債権者の利益 のためにその財産を全て若しくは実質 的に全て譲渡したとき、(iii)破産、支 払不能若しくは債務者の救済命令に関 する法律に基づく手続が、他方当事者 により、若しくは他方当事者のために 開始されて、60 日以内に却下されないとき、(iv)他方当事者が清算若しくは解散するか、これを行 おうとするとき、又は(v)他方当事者がその他本契約上の重大な義務に違反し、書面 による通知から30日以内にその違反状態を解消しないとき、金銭債務の不履行を10 日以内に解消しないとき、若しくはその違反状態が性質により治癒不能のときは直 ちに。

e. 当社と顧客との間で締結された他のい ずれかのサービス利用契約につき顧客 に重大な債務不履行があり、そのため に（上記(c)項に基づき）そのサービス 利用契約が解除される場合、当社は、 その選択により、顧客に対して書面に より通知することで、そのサービス利 用契約に加えて、当社と顧客間の本サ ービス利用契約も解除することができ る。その場合において顧客は、上記(b) 項に定められた責任を負う。

f. 顧客が、支払期日に料金又はその他の 支払うべき金額を支払わず、当社の顧 客に対する書面（電子メールの場合も ある）による通知から 5 日以内に支払 を行わないときは、当社は、本契約、 法令、又は衡平法に基づく救済方法に 加えて、その時点で有効な全てのサー ビス利用契約に基づくサービスの提供 を、支払が行われるまで停止すること ができる。

10. プライバシー

a. 当社と顧客はそれぞれ、本契約に定め る各々の権利義務に関し、データ処理 者 (Data Processor) 又はデ ータ管理者 (Data Controller) として行動する場合があ るところ、それぞれ、適用されるデ ータ保護規制の定めるデータ処理者又 はデ ータ管理者（それぞれの立場に応 じて）の義務を遵守する。加えて、当 社が顧客に代わり個人データ (Personal Data) を取り扱う (Process) 場合には、デ ータ管理者と

しての顧客に代わって当社がデータ処理者として行うかかるデータの取扱いには、本条の以下の(b)及び(c)が適用される。なお、いずれの用語も一般データ保護規則(General Data Protection Regulation、以下「GDPR」と略称する。)及びそれに準じ、又は相当する各国の法令(以下、併せて「データ保護規制」と総称する。)に規定される意味で用いる。

b. 当社が、データ管理者としての顧客に代わりデータ処理者となる場合には、その取扱いの対象、期間、取扱いの性質、目的及び個人データの種類とデータ主体の類型は、個別のサービス利用契約で定められる。加えて、サービス利用契約において特定されるプロバイダが顧客又はそのエンドユーザーの個人データを取り扱う範囲において、顧客は、当社が、サービス利用契約の規定に関する範囲内で当該プロバイダをデータ取扱いの復処理者(sub-processor)に指名することを承諾する。

c. 当社が、データ管理者としての顧客のデータ処理者として行動する場合には、当社は以下を遵守する。すなわち、(i) GDPR28条第3項(a)において例外が認められる場合を除き、顧客からの文書化された指示のみに基づいて個人データを取扱い、(ii)個人データを取り扱う権限を与えられた者に機密保持義務を負わせ、(iii) GDPR32条の求める全ての措置をとり、(iv)他の処理者に扱わせる場合には、同28条第2項及び第4項の定める条件を尊重し、(v)それが可能である限りにおいて、データ主体の権利行使の要求に顧客が対応する義務を果たすために適切な技術的及び組織的な措置により顧客を援助し、(vi)顧客の負担と費用において、データの取扱いとデータ処理者が入手するデータの性質を考慮して顧客がGDPR32条ないし36条に定める義務を履行するのを援助し、(vii)データ保護規制がデータ保存を要求又は許容しない限り、顧客の選択により、データの取扱いに関するサービスの提供の終了後、すべての個人データを削除又は顧客に返却し、存在するコピーを消去し、(viii)顧客がGDPR28条に定める義務を遵守していることを証明するため、及び、顧客が実施する又は顧客が委任した別の監査主体が実施する監査(検査を含む)を受け入れ、又は、監査に資するようにするための全ての情報を利用できるようにし、(ix)当社が、指示がデータ保護規制に違反するとの見解を有する場合には、直ちにそのことを顧客に知らせる。

d. 当社と顧客はそれぞれ、本契約に関連して取り扱われる個人データのデータ主体から受けた全ての権利要求につき、そこで指定される合理的な期間内に、他方当事者を支援することに合意する。当事者は、適用法令に基づき又は監督機関から求められない限り、他方当事者において適切に扱われるべき何らかの要求を直接に受けたときは、かかる要求を受けたことを他方当事者に即時に通知した後、かかる要求を直ちに他方当事者に回付しなければならない。また、他方当事者の指示があった場合を除き、適用法令又は監督機関からの要求のない限り、いかなる方法によってもかかる要求に対応してはならない。

e. 当社と顧客はそれぞれ、（他方当事者の費用負担において）合理的な期間内に、他方当事者のデータ保護影響評価の実施及び監督機関との事前協議（かかる用語はGDPRに規定される意味で用いる。）を支援することに合意する。

f. 当社と顧客は、いずれも、サービスの提供若しくは受領に関連し、又は本契約に基づき取り扱われる個人データを、適用されるデータ保護規制に適合する場合を除き、欧州経済領域外の他国に移転してはならない。

g. 当社と顧客はそれぞれ、個人データを扱う場合には、自然人の権利と自由へのリスクに応じて適切なセキュリティのレベルを確保するために適切な技術上及び組織上の措置（必要に応じてGDPR32条第1項で規定されるものを含む。）を実施する。

11. 輸出管理：顧客は、以下のことを表明し、保証し、誓約する。(a) 顧客又は顧客の系列会社は、米国の取引制限・禁止当事者リスト及びその他政府の取引制限・禁止当事者リスト（米国の輸出管理当局の規則により又は依拠して制定されるリスト、米国財務省外国資産管理局の特別指定国民リスト（Specially Designated Nationals list）、米国商務省の取引禁止命令表（Table of Denial Orders）及び米国財務省の特別指定者リスト（Specially Designated Nationals）を含み、これらに限られない。）のいずれにも記載されておらず、また、いずれかに記載されている者の支配下でないこと、(b) 顧客は、キューバ、イラン、北朝鮮、シリア、スーダン及び国際連合、米国、欧州連合又はその他による禁輸措置に反する国に対して又はそれらの国を経由して本サービスを輸出、再輸出（直接若しくは間接に）、転用、移転又は積替えをせず（以下「輸出等」と総称する。）、そうでない場合であっても、米国その他外国機関・当局の輸出入規制又は法令・規制に違反した輸出等をせず、かつ、第三者にもかかる行為させないこと、また、顧客は、それらの国を拠点とせず、居住者でもなく、かつ、それらの国の居住者の支配を受けていないこと、(c) サービスが、化学兵器、生物兵器、核計画、ミサイル又は海洋核推進計画の設計、開発、生産、備蓄又は使用に直接若しくは間接に供される製品に使用、販売、再輸出、又は組込みされないこと、(d) サービスは、軍、警察、諜報機関の使用する製品、宇宙応用に用いる製品、外国の船舶や航空機に用いる製品に使用、販売、再輸出、又は組込みされないこと、(e) 顧客は、米国の国際武器取引規則（ITAR）の管理対象サービスを購入する場合には、米国連邦規則集（CFR）22、ITARの122を理解し、遵守すること。

12. 雑則

a. 顧客は、第三者にサービスを売却、譲渡又は再販売してはならない。また、顧客は、第三者が顧客を経由することでサービスを購入又は利用可能にするのと同等の関係を第三者と結んではならない。 b. 顧客は、当社の書面による事前の同

意がない限り、本契約に基づく権利義務（サービス利用契約に基づくものを含む。）を売却、譲渡又はその他の方法で移転してはならない。ただし、顧客は、当社への事前の書面による通知を行うことにより、合併又はその資産の全て若しくは実質的に全ての譲渡に伴う本契約に基づく権利義務の譲渡は行うことができる。

c. 本契約について的一切の修正又は変更は、両当事者の正当な権限を有する代表者により署名された書面によらなければならない。

d. 本契約に関する一切の通知は、書面によらなければならない。また、かかる通知は、それぞれの住所において、若しくはその通知が実際に受領された他の住所において、(a)受領時、若しくは定評のある速達宅配サービスにより発送されてから5日後に、又は(b)手渡し の時点で、適切に受領されたものとみなされる。

e. 当事者の一方が、本契約に関連のある事項、又は本契約から生じた何らかの事項に関し、他方当事者に対して法的 手続を開始するときは、かかる手続は、以下の表に示される管轄権を有する裁判所が専属的な管轄を有し、かかる法域の手続法及び実体法に準拠する。しかしながら、当社が本契約に基づき顧客が負う金銭の支払義務に関して顧客 に対して訴訟を提起するときは、顧客 が営業を行っているか、営業所を有している地の管轄権を有する裁判所に訴訟を提起することができる。その場合 においては当該地の法令が適用されるものとする。

| 会社名 | 準拠法; 裁判地 |
|-------------------------------|-------------------------|
| GlobalDots International Ltd. | Cyprus, Nicosia |
| GlobalDots I.L. Ltd. | Israel, Tel Aviv |
| GlobalDots US, Inc. | USA, New York, New York |
| GlobalDots DE GmbH | Germany, Berlin |
| GlobalDots Russia, LLC | Russia, Moscow |
| GlobalDots 合同会社 | 日本; 東京 |
| GlobalDots UK Ltd. | England, London |
| GlobalDots (Thailand) Ltd | Bangkok, Thailand |
| GlobalDots CA Ltd | Ontario, Canada |
| GlobalDots AU Pty Ltd | Sydney, Australia |
| GlobalDots (Beijing) Co., Ltd | Beijing, China |

f. 両当事者は、法律により認められる範囲で、国際物品売買契約に関する国際連合条約又は世界中の類似の消費者保護法が、いかなる点においても本契約に関し適用されないことに合意する。

g. 本契約の条件の実現のために何らかの法的手続が必要になったときは、実質的な勝訴当事者は、合理的な弁護士費用及び経費を受領することができる。

h. 本契約は、口頭であるか書面であるかを問わず、口頭での協議、意向表明書、電子メールでのやり取りを含むがこれらに限定されない、両当事者間の以前のすべての交渉、理解、合意に優先します。両当事者は、両当事者がサービス注文書に署名した場合にのみ、本契約に拘束されることに同意します。

i. お客様は、本契約書に署名する個人が、当社に代わって文書に署名する権限と権限を有する正式な署名者であることを確認するものとします。

j. 本契約のいずれの当事者も、本契約に基づく義務の履行が不可抗力の状況によって妨げられ、または妨げられた場合、その履行に対して責任を負わないものとします。ただし、前述の規定により、顧客は本契約に基づく未払いの全額を期限どおりに支払うことが免除されるものではありません

k. 本契約のいずれの当事者も、本契約に基づく義務の履行が不可抗力によって生じた状況により妨げられ又は阻止されたときは、かかる履行に関し責任を負わない。ただし、本契約に基づき顧客の負う金銭債務及び支払期限は、不可抗力によっても免責されない。

l. 本一般条件の第6条、第7条、第8条、第10条及び第12条は、本契約の満了又は解除後も存続する。

【以下余白】